

## 「滞納整理」に対する『対策と法的根拠』

### ① **たとえ『滞納者』であっても権利があります**「10の対策」①

※憲法11条(基本的人権)、13条(個人の幸福)、14条(法の下での平等)、から・・・滞納していても人権は保障され、差別される事なく、個人として尊重され幸せに生きる権利はあります。当然生存権は優先されます。

※憲法25条(生存権)、29条(財産権)から・・・その滞納処分によって滞納者の生存権を否定し営業権を侵害する処分はできません。

※そもそも担税力を超えている税制を糾さなければなりません・・・税制は応能負担・累進課税の原則、生活費には課税しないという原則が守られていません。

### ② **滞納を恥じない、放置しない**「10の対策」②

※滞納すると「自分が悪い・恥ずかしい」と思いがちで、督促状も放置しがちです、支部役員か民商に必ず連絡をしましょう。

※国税徴収法や地方税法・・・税金が納付期限までに納められない時は滞納処分のための法律があります・・・国税徴収法では督促状が発行して10日後には差し押さえができます(徴収法 47 条)

※徴収官は滞納者の資産状況把握の権限があり、財産価値が高く、すぐに換価(現金化)できる預金、給与、売掛金、生命保険などを差押える傾向にあります。

### ③ **滞納したときは『納税の緩和制度』を活用**「10の対策」③

税金の納付や徴収を緩和する制度→納税緩和措置があります、この制度は納税者の事業を継続させるなかで国税・地方税の徴収を図る事が主旨です(精解より)

1) 納税の猶予(国税通則法46条)、徴収の猶予(地方税法15条1)

2) 換価の猶予(国税徴収法151条、地方税法15条5)

3) 滞納処分の停止(国税徴収法153条、地方税法15条7)

#### ④ **納税に困ったら「納税の猶予」の申請を**「10の対策」④

- 1) 納税の見通しが立たない時は積極的に「納税(徴収)の猶予」の申請書を提出しよう、いつでも出来ます。申請書の受け取りを拒否はできません(通則法46条、地方税法15条1、国税庁の通達)
- 2) 「納税の猶予」が認められると延滞税が半分になります。(詳しくは⑨で)
- 3) 「納税の猶予」の期間は1年間です、再申請で2年間までできます。「納税の猶予」通知に不服なときは「不服申し立て」もできます。

#### ⑤ **「納税の猶予」の適用条件**「10の対策」④

この根拠は『納税の猶予等の取扱要綱』にあります。

- 1) 納税者や家族が病気やケガで多大な出費があったときやそのため休業したときは適用の要件に入ります。
- 2) 売上が大幅に落ち込んだときや利益が半減した時も該当します。
- 3) そのほか売掛金が回収困難になった時や取引先が廃業したなどの時も該当します。
- 4) 「・・・国税を一時に納付することができない・・・」(国税通則法46条2項)とは資金があっても一時に納付すると『納税者の生活維持や事業の継続に著しい支障が生じる時』は納税困難と認める。
- 5) その際●仲間とよく相談し、無理のない分納計画をたて  
●説明できる資料を用意し、必ず仲間と提出しましょう。

#### ⑥ **担保が必要だといわれたが**

※猶予金額が50万円以下は必要ありません。

※50万以上の場合でも、『特別の事情』があるときは担保をつける必要はありません。(国税通則法46条5項)

※『特別の事情』とは担保を設定したために『事業の資金繰りや最低限の生活を維持する上で支障があるとき』をいいます。ほとんどの納税者は該当すると思われます。(昭和45年・国税庁長官通達、取扱要綱)

## ⑦ 「換価の猶予」で意思表示を「10の対策」⑥

※「換価の猶予」は滞納者が差押えにあった場合、財産の換価(金銭に換える)を猶予する制度で、猶予期間は1年です。

※「換価の猶予」は職権でおこなわれるので申請書はありません、**請願書**か「お願い文書」で意志を伝えます。

※分割分納をする時、換価の猶予の提出も効果があります。「納税の猶予」より受理されやすい傾向があります。(徴収員の職権で分納許可も延滞税減免もできます)

## ⑧ 「換価の猶予」の要件は? 「10の対策」⑥

- 1) 要件は①差押えた財産を換価することで、事業の継続又は生活の維持ができなくなる。②財産をすぐに換価しないほうが、今ある滞納金や税金を徴収する上で徴収側が得するとき。(徴収法151条、地方税15条5)
- 3) 「事業の継続困難」とは換価によって事業ができなくなる恐れがある時  
「生活の維持困難」とは生計費程度の収入もできない場合。(S45通達)
- 4) 担保を求める事ができるのは「納税の猶予」の場合と同じです。

## ⑨ 延滞税を限りなくゼロにする「10の対策」⑦

- 1) 確定された税金が滞納すると延滞税が加算されます、「滞納処分の執行停止」が認められない限りなくなりません。
- 2) 「納税(徴収)の猶予」「換価の猶予」で延滞税(14.6%)を半分(1/2免除)に減らす事ができます。(通則法63条1項、地方税15条9)
- 3) 1/2免除とは7.3%ですが租税特別措置法94条2項によって、免除率が10.2%となります、したがって**4.4%の延滞税に減らす事ができます。**
- 4) 災害や病気による(通則法46条2-1, 2に該当)ときや不渡手形や不良債権発生するとき(通則法46条2-5に該当)は延滞税が全額免除される。【租税特別措置法94条3項】

## ⑩ **延滞税の全額免除も可能**「10の対策」⑦

\* 通達では延滞税の「納付が困難と認められるもの」(通則法63条の3)とはつぎのような条件の時です。

①「**納税者の所有する財産が事業の継続または生活の維持に最少限度必要なもの以外になく、また、所得が少額で納付資金の調達が著しく困難になっていると認められる場合**」(国税通則法63条納税の猶予等の場合の延滞税の免除から)

\* 財産状況が著しく不良で地方税・国税を軽減又は免除しなければ、『その事業の継続又は生活の維持が困難になると認められた場合でそれが軽減又は免除されたとき』は延滞金を免除できるとあります。(地方税15条9-2-1)

\* 滞納額に相当する差押がされているとき、又は担保を提供しているときは延滞税は軽減されます(有価証券は除く)。(通則法63条の5)

## ⑪ **差押に関する滞納者の保護規定**「10の対策」⑧

1) 滞納額を超える財産相当額は差押をしてはいけません。

2) 滞納金に優先する財産、その債権額が多額でその物件を換価しても滞納金の配当が明らかに見込めない財産の差押は禁止されています。(徴収法48条)・・・実際はほとんど無視されています。

3) 財産の選択について「**滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障**」あるものには**十分留意するとあります**。(国税徴収法基本通達47-17)

4) 一定部分の給与差押禁止額が定められています・・・最低生活費＋体面維持費＋住民税＋所得税額分は差押できません。(徴収法76条)

(3人家族で300万円の給与をもらっている人は5万円の差押だけ)

5) 税務運営方針(昭和51年国税庁)では滞納整理の項で「・・・拡張解釈による不当な処分や不十分な調査による安易な処分がおこなわれる事が**ないよう配慮する**」とあります、ましてや憲法で保障された人間の尊厳を保障した**生存権**を主張しましょう。

## 12 「滞納処分の執行停止」について「10の対策」⑨

\* 債務超過・税金滞納の事業者を救済する非常手段が「滞納処分の執行停止」です。

(徴収法153条、地方税法15条7)

\* 憲法16条と請願法によって請願書を提出します。

\* 「滞納処分の執行停止」の要件は

①納税者に滞納処分の対象となる財産がないとき。

②滞納処分を執行する事により生活が著しく急迫するおそれがあるとき

③所在及び財産が不明のとき

\* 『生活が著しく急迫』とは滞納者が生活保護の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になる恐れがある場合(S45通達)

\* 執行停止が3年間継続したときはゼロになります。(徴収法153条4、地方税15条7)

## 13 生存権的財産があっても納税緩和措置を使おう…「10の対策」⑩

\* 日常生活のための常識的な範囲の土地・建物・車などは生存するための基礎であり、生産・営業のためにも同様の権利があります。

\* 憲法29条2項の「公共の福祉に適合する」に合致するならば、生存権的財産や生産のために財産は当然保護されるべきです。

\* これらは売却を前提するものではなく、その意味で商品的価値や評価はゼロです。滞納者の多くは生存権的財産を除くと債務超過となりほとんどは滞納処分の執行停止の要件を満たすこととなります。(立正大浦野教授著書より)

## 14 国税も地方税も本税から充当する

\* 過年度分の本税と延滞税がある場合、納めた税金は本税が満たされるまで優先されません。(通則法 62 条2項、地方税法 20 条9 の 4)

\* 滞納の口数が多い場合で、その中には、本税はまだ残っているもの、本税は完納し延滞金だけが残っているものなど混在する場合の扱いについては…通則法の通達では民法 488 条から 490 条までに定めているものに準ずるとあります。

\* 民法 488 条1項に上記のような場合は「弁済者は弁済を充当すべき債務を指定する事ができる」とされます。指定せずに意に反しているときは異議を言えば納税者の主張が認められる。(商工新聞 07.1. 22) (札幌不服審判所裁決書 07. 10. 29)

# 納税者の権利を主張できる憲法と法律

## 《憲法》

前文 ……そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び勅語を排除する。

### 第11条【基本的人権の享有】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。

### 第13条【個人の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 第14条【法の下での平等】

すべての国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会身分又は門地により、政治的、経済的又は社会関係において、差別されない。

### 第25条【国民の生存権、国の社会保障的義務】

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### 第29条【財産権】

財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

### 第30条【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

### 第99条【憲法尊重擁護の義務】

……公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

## 《税務運営方針》

【各事務の重点事項】の滞納整理関係では。

……なお、「租税の徴収に当たっては、第三者の権利の尊重に留意するとともに、法律に定められた諸制度の運用については、いやしくも拡張解釈による不当な処分や不十分な調査による安易な処分がおこなわれる事がないよう配慮する」

## 《国税通則法》

### 第46条（納税の猶予の要件等）

2 税務署長等は、次の各号の一に該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

- 一 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災、その他の災害、又は盗難にかかった
- 二 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した。
- 三 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
- 四 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 五 前各号の一に該当する事実~~に類する事実があつたこと~~。

4 ……その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない。

5 ……その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

7 …やむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、…二年をこえることができない。

#### 第47条（納税の猶予の通知等）

2 税務署長等は、前条第一項から三項まで又は第七項の申請がされた場合において、納税の猶予又はその猶予の延長を認めないときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

#### 第48条（納税の猶予の効果）

- 1 …その猶予に係る金額に相当する国税につき、新たに督促及び滞納処分をすることができない。
- 2 …その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

#### 第62条（一部納付が行われた場合の延滞税の額の計算等）

2…延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

#### 第63条（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）

- 1…（納税の猶予）（換価の猶予）（滞納処分の停止）に対応する部分の2分の1に相当する金額は免除する。
- 3…その納付が困難と認められるものを限度として、免除することができる。
  - 2、納税者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。
- 5…滞納…を徴収するために必要な財産につき差押をし、又は…担保の提供を受けた場合には…期間に対応する部分の金額の1/2を免除することができる。

### 《国税徴収法》

#### 第47条（差押の要件）

次の各号の一に該当するときは、…滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない

- 1、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。

#### 第48条（超過差押及び無益な差押の禁止）

次の各号国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない。

- 1、差し押さえることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権金額の合計額を超える見込みがないときは、その財産は差し押さえることができない。

#### 第151条（換価の猶予の要件等）

1 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

2 …前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

#### 第152条（換価の猶予に係る分割納付、通知等）

国税通則法第46条(分割納付等)、第47条(猶予の通知等)、第49条(猶予の取消し)の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。同法第46条「納税者の申請に基づき、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

### 第153条 (滞納処分停止の要件等)

1 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
- 二 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

3 税務署長は、……差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 ……その他その国税を徴収することができない…ときは、税務署長は、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

## 《地方税法》

### 第15条1 (徴収猶予の要件等)

地方団体の長は、…その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、…、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

- 1、納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 2、納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 3、納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 4、納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 5、前各号の一に該当する事実と類する事実があつたとき。

### 第15条2-3

…第三債権者等(国税徴収法第27条第1項に規定する第三債務者等をいう)…

### 第15条5(換価の猶予の要件等)

地方団体の長は滞納者が次の各号に該当すると認められる場合…その者が誠実な意思を有すると認められるときは、…滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし1年をこえることができない。

- 一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
- 二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて…滞納金や他の地方団体の徴収金の徴収上有利である。

2、地方団体の長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

### 第15条7の1 (滞納処分の停止の要件等)

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

1. 滞納処分をすることができる財産がないとき。
2. 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
3. その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

#### 第15条7の4(執行停止が3年間継続した時は消滅)

・滞納処分の執行停止が取り消されることなく、3年間継続した時には停止した租税の納税義務は消滅する。

#### 第15条9(納税の猶予の場合の延滞金の免除)

- 1・・・徴収の猶予若しくは換価の猶予をした期間に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。
- 2・・・徴収の猶予又は換価の猶予した場合において次の各号の一に該当するときは・・・免除することができる。
  - 二、・・・事業又は生活の状況によりその延滞金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

#### 第16条1(担保の徴取)

換価の猶予する場合、相当の担保を調査しなければならない、ただし、50万円以下、又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

#### 第18条(地方税の消滅時効は5年)

### 《地方自治法》

#### 第1条

2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

#### 第231条3の3(督促、滞納処分等)

・・・納付すべき金額を納付しないときは・・・地方税の滞納処分の例により処分することができる。・・・

### 《国民健康保険法》

#### 第1条(目的)

・・・この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

#### 第4条(義務)

都道府県は国民健康保険事業の運営が健全におこなわれるように、必要な指導をしなければならない。

#### 第9条(届出等)

3 市町村は、保険料(国民健康保険税を含む)を滞納している世帯主が、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

#### 第76条(徴収)

保険者は・・・保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を徴するときは、この限りでない。

#### 第77条(減免、猶予)

保険者(市町村のこと)は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある物に対し、保険料を減免し、又は猶予することができる。

#### 第79条の2(滞納処分)

…徴収する保険料は地方自治法 231 条3の3に規定する法律で定める歳入とする。(滞納処分は地方税法による)

#### 第80条2(滞納処分)

前項の規定により処分を行う場合においては地方自治法第 231 条 3 の 3、3 の 10 の規定を準用する。

### 《民法》

#### 第 488 条 (弁済の充当の指定)

債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。

3 前2項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。